
● 内部統制システムに関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、コンプライアンスの確立が経営の根幹であることを自覚し、企業の社会的責任を果たすために、企業行動の基本方針として「グループ行動指針」を制定し、役職員等が遵守すべき規範を定めている。
- ② 取締役会は、役職員等にコンプライアンスに関する教育を実施するとともに、役職員等の法令違反行為および企業行動の基本方針の遵守状況の監視を行う。
- ③ 取締役会は、「取締役会規則」に基づき適切に運営し、取締役は、相互監視義務を履行する。
- ④ 「ヘルプライン制度運用規程」を制定し、役職員等の法令等違反行為に関する通報・是正のための社内体制を整備する。
- ⑤ 業務監査部を設置し、「内部監査規程」に基づいた内部監査を行い、法令・定款の適合性に関する監視体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録・稟議書・伺書等、取締役の職務執行に係る情報については、文書・情報関連規程に従い、適切に保存・管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する規程を制定し、リスクの予防および危機発生時の対応を的確に行うための体制を整備する。
- ② 情報漏洩等のリスクに対応するため、各種情報の取扱いに関する規程を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規則」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の規程に基づき、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。
- ② 会社の意思決定の基準・手続を定め、決裁権限の明確化と意思決定が迅速かつ効率的に行われる体制を整備する。
- ③ 業務執行の意思決定機関として経営会議を設置し、機動的な業務執行を可能とするため執行役員制度を採用するとともに、重要案件の審議を充実化するための業務委員会制度等により、取締役会審議の活性化・実質化と監督機能の強化を図る。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する

ための体制

- ① 大成建設株式会社を親会社とする企業集団として、経営理念・ビジョン・行動指針を共有するとともに、企業集団全体における会社の機能・役割を確認し、企業集団としてのガバナンスを強化する目的で整備されるグループ会社社長点検等に率先して参画する。
- ② 企業集団で共有すべきルールとして制定された「グループ理念」「大成スピリット」「グループスローガン」「グループ行動指針」を遵守するとともに、親会社に準じた社内規程整備の推進により、企業集団としてのリスク管理体制、コンプライアンス体制構築に寄与する。
- ③ 親会社のグループ管理部門、コンプライアンス部門、内部監査部門等との双方向コミュニケーションを通じ、業務の適正を確保する体制を構築する。
- ④ 「子会社等管理規程」に基づき、子会社から当社への報告につき定める規程が子会社において整備されることを推進する。
- ⑤ 子会社の事業特性に応じ、品質・安全・環境・コンプライアンス・情報・損益・大規模災害等の主なリスクに対応するための社内規程が、子会社において整備されることを推進し、子会社におけるリスクマネジメント体制を構築する。
また、子会社に対するリスクマネジメント教育の実施を促進するとともに、グループヘルプラインの設置等を通じて、子会社のリスクマネジメント体制の実効性を確保する。
- ⑥ 子会社の機能・役割を明確化し、子会社の事業特性や規模に適した機関・組織設計の支援や、グループ内での経営資源の有効活用を図る等、子会社の事業への支援・指導及び連携を促進する。
- ⑦ 企業集団で共有すべきルールとして制定された「グループ理念」「大成スピリット」「グループスローガン」「グループ行動指針」を子会社と共有するとともに、子会社の事業の特性に応じた社内規程整備を推進し、コンプライアンス体制を構築する。
また、子会社に対するコンプライアンス教育の実施を促進するとともに、グループヘルプラインの設置等を通じて、子会社のコンプライアンス体制の実効性を確保する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に配置する使用人の任命・異動・評価等については、事前に監査役と代表取締役が協議する。
- ② 各部門は、監査役を補助すべき使用人に対する監査役からの指示の実効性が確保されるよう適切に対応する。

7. 監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 「監査役監査基準」を始めとした関連基準・規程を制定し、監査役が社内及び子会社における内部統制の実施状況等を監査するため、役職員等又は子会社の役職員等若しくはこれ

らの者から報告を受けた者が監査役に報告すべき事項を定め、以下の体制を整備する。

- 1) 監査役が役職員等からいつでも報告を受けることができる体制
 - 2) 監査役が子会社の役職員等又はこれらの者から報告を受けた者からいつでも報告を受けることができる体制
 - 3) 規程に基づく通報及びグループヘルプラインにより役職員等又は子会社の役職員等の法令等違反行為を監査役へ報告する体制
- ② 前項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役 の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、監査役がその職務の執行について生じた費用の請求をした場合には、監査の実効性を担保するべく適切に対応する。
- ② 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持つことにより、監査役監査の環境整備の状況・監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- ③ 会計監査人および業務監査部は、監査役と定期的に会合を持ち、連携した監査活動を実施する。

9. 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な内部統制体制を整備する。

以 上

改正の経緯

2012. 11. 16	制 定
2015. 5. 1	一部改正
2022. 7. 1	一部改正
2023. 4. 1	一部改正